

養育医療費助成事業について

出生時の体重が2,000グラム以下で、養育のため入院が必要な未熟児が指定した医療機関に入院し治療した場合に、必要な医療費の助成を行っています。

所得に応じて、自己負担金が発生する場合がありますが、自己負担金は乳幼児医療の対象となりますので、還付を受けることができます。

申請の詳細につきましては下記にお問い合わせください。



奄美市 保健福祉部 健康増進課
電話 0997-52-1111(内線 1141)